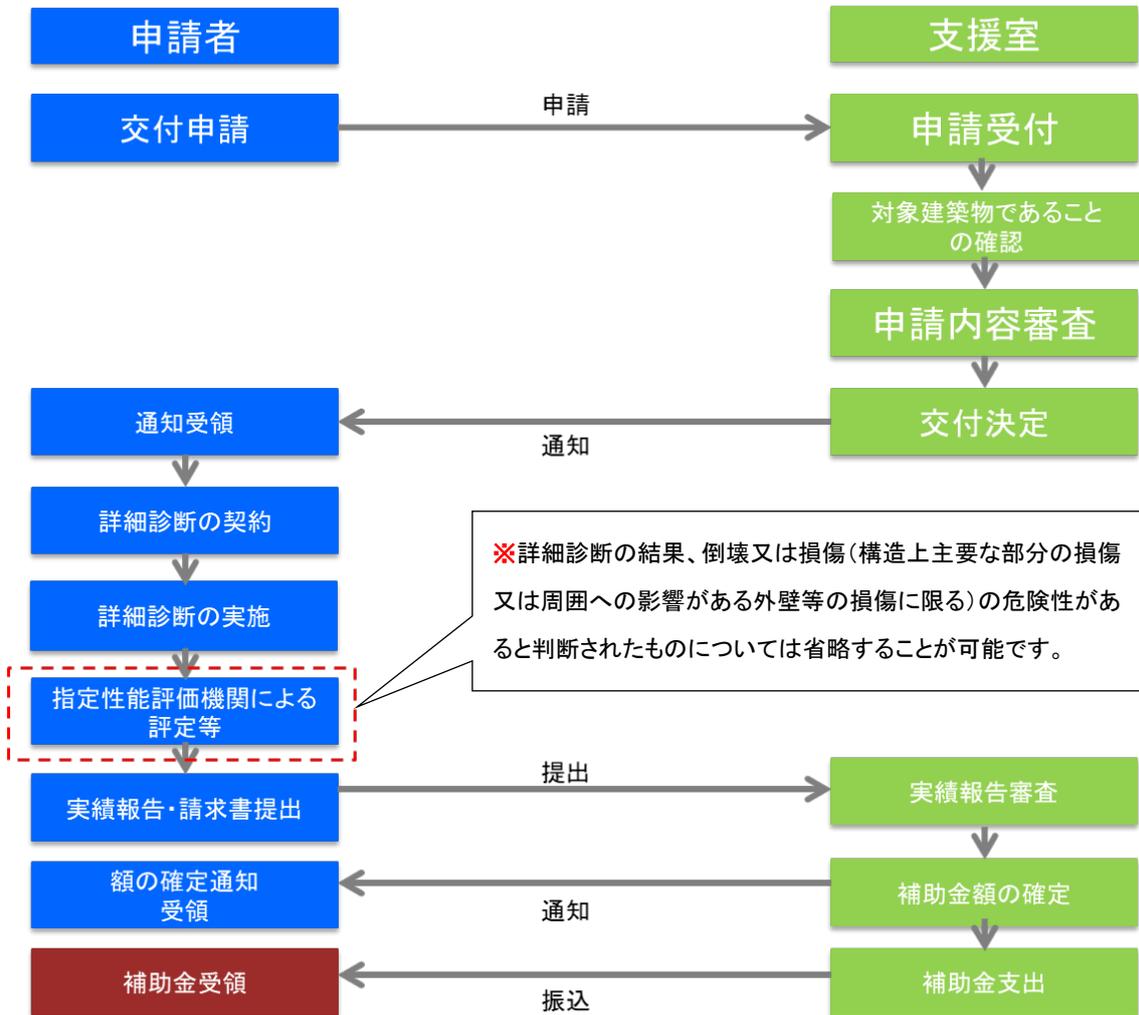


手続きの流れ

・詳細診断



「指定性能評価機関における評定等」

超高層建築物等における長周期地震動対策については、詳細診断結果について指定性能評価機関（建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令第59条第2号の2の指定を受け、超高層建築物等の性能評価を行うことができる機関に限る。）による評定等を受ける必要があります。

ただし、設計者等による長周期地震動に対する安全性の検証の結果、倒壊又は損傷（構造上主要な部分の損傷又は周囲への影響がある外壁等の損傷に限る）の危険性があると判断されたものについては、指定性能評価機関による評定等を省略可能です。